

設計 / 校舎		リ ー ダ ー		副 課 長		課 長	
------------	--	------------------	--	-------------	--	--------	--

令和 7年 10月 1日

）

委 託 設 計 書

令和 8年 9月30日

仕 様 書

1 委 託 名 中学校消防用設備保守点検業務委託(その1)

2 施 行 場 所 川越市小仙波町5丁目6番地 ほか9箇所

3 積 算 金 額(月額) _____ 円

4 委 託 費(月額) _____ 円

5 委 託 内 容

学校に設置されている消防用設備等について点検を行い、

報告書を作成する業務である。

6 施 行 理 由

消防法の規定に基づき、消防用設備等の点検を行うため。

また、火災等の有事の際に人命や財産を守る必要があるため。

中学校消防用設備保守点検業務委託（その1）仕様書

1. 目的

この業務は、消防法の規定に基づき消防用設備の点検を行い、常に正常な状態に保つことで火災から人命や財産を守ることを目的とする。

2. 委託対象施設

名称 別紙のとおり
場所 別紙のとおり
設備内容 別紙のとおり

3. 委託期間

令和7年10月1日 から 令和8年9月30日 まで（1年間）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払方法 2回払い

（令和7年度、令和8年度:年1回払い）

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6. 点検内容・消防用設備の種類

点検内容

令和7年度 機器点検1回 非常用放送設備点検1回
防火シャッター点検1回
令和8年度 総合点検1回 機器点検1回含む
非常用放送設備点検1回
※臨時点検 必要の都度

種類 防火扉・防火シャッター・排煙設備
自動火災報知設備・非常警報器具及び設備
消火器（放射試験後、薬剤詰替を含む）
避難器具・屋内消火栓設備・誘導灯及び誘導標識
非常用放送設備

※防火シャッター点検は機器点検、総合点検とは別に、10月から3月の間
単独で1回点検及び調整を行う。

点検作業内容は下記の通りとする

- ・総合点検、防火シャッター点検においては全てのシャッターを床面まで降下させ、動作点検を行い、写真付きの点検報告書を提出すること。
- ・防火シャッターの駆動装置（カーテン部、ケース、ワイヤーロープ、開閉器、巻取りシャフト）をはじめ、カーテン部ケース、まぐさ及びガイドレールの取付けの状況や劣化及び損傷の状況並びに、危害防止装置の作動状況を確認すること。
- ・防火設備の連動機構（各種感知器、温度ヒューズ装置、連動制御機器、連動機構予備電源、自動閉鎖装置、手動閉鎖装置）について、感知の状況、設置の状況や機能の状態、劣化及び損傷の状況を確認すること。
- ・総合点検時に行うシャッター点検については建築基準法12条に基づく点検と調整のうえ実施すること。

7. 作業内容

- (1) 受注者は、別紙対象施設に設備してある消防用設備の機能保全のため定期的に技術員を派遣し、消防法、同法施行令及び同法施行規則に定められた点検を行う。
- (2) 点検の結果、機器の故障及び破損等による取替、その他異常を発見したときには、速やかに発注者に連絡し、双方協議のうえ最善の処理をとる。
- (3) 誘導灯の直管球・グローブ球の消耗による取り替えを行う。
- (4) 各学校または教育財務課より消防用設備等の不具合の連絡を受けた時は、早急に出向いて適切な処置をとる。
- (5) 総合点検時に各学校管理者に消防設備等の取り扱いについて、わかりやすく説明する。
- (6) 避難訓練等の際、学校側から器具の使用方法等について立会い等の要請がある場合は、必要な対応を行う。
- (7) 点検不具合指摘事項は不具合対象の設備状況写真一覧を別途添付すること。また不具合一覧表と該当箇所を示した図面も添付すること。
※図面は発注者が提供します。
- (8) 総合点検時の防火シャッター点検等は、必ず床面まで降下すること、また、建築設備点検業者が防火設備点検に同行する場合があるため、協力して点検すること。
- (9) 点検報告書は各学校に配布すること。また教育財務課にも紙ベースとデータベースの報告書を提出すること。

8. 費用等の負担区分

- (1) 点検に要する機器、機材、消耗品等（温度ヒューズ含む）は受注者の負担とする。
- (2) 故障時に部品・材料等を要する場合は、あらかじめ発注者と協議し発注者の負担とする。ただし、点検の際に発覚した軽微な不良箇所（球切れ等）については受注者負担において修理を行う。
- (3) 付帯設備が新たに取付られた際には、発注者と協議の上、別途見積書を提出する

9. 業務実施打合せ

受注者は点検業務の実施にあたり、実施日時、作業手順等発注者と十分な打合せのうえ、その指示に従い実施すること。

10. 提出書類

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者届
- (3) 業務完了報告書

受注者は、業務が終了するごとに、業務完了報告書及び点検結果報告書を提出すること。

- ・ **点検結果報告書**（総合点検、機器点検、シャッター点検）

※令和5年度に点検結果報告書を消防署へ提出

今回の提出は令和8年度のため契約期間中に提出すること（総合点検後）

- ・ **防火対象物点検結果報告書（消防署受領印のあるもの）**

- ・ **消防設備指摘事項一覧表**（別紙）

参照：平成16年5月31日消防庁告示第9号

昭和50年10月16日消防庁告示第14号

※点検作業を終了したときは、各学校に点検結果の内容について説明し、各学校にも点検結果報告書の写しを提出すること。

なお、総合点検の点検結果報告書は、9月末日、機器点検は、3月末日、シャッター点検は3月末日までに提出すること。

- ・ 消防設備点検については、該当する資格（消防設備士甲種若しくは乙種1類、3類、4類、5類及び乙6類）又は、消防設備点検資格者（第1種・第2種）の有資格者証の写しを提出すること。

- ・シャッター点検については、防火設備検査員（建築基準法第12条の3第2項により同法規則第6条の5第2項で定める防火設備検査員有資格者証の交付を受けている者）の証明書の写しを提出すること。

11. 服 装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し胸には、ネームプレートを付けること。

12. その他

- (1) この仕様書に明記していない事項についても、防災上付帯的に実施しなければならないものは、誠意をもって対応すること。
- (2) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
また、本業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過処置の対象となる場合には、経過処置が優先して適用される。」旨を記載する。
- (3) 本業務は受注者の職員が行うこととし、再委託を行わないものとする。

中学校消防用設備保守点検業務委託(その1) 別紙

No	学校名	電話番号	所在地	防火扉・防火シャッター・排煙設備				自動火災報知設備・非常警報器具及び設備										消火器・避難器具・屋内消火栓設備・誘導灯及び誘導標識										非常用放送設備							
				制御盤	感知器	防煙・防火ダンパー	防火扉閉鎖機	防火シャッター連動機	受信機		表示器	差動式スポット型感知器	定温式スポット型感知器	煙感知器	差動式分布型感知器	発信機	電鈴	電源装置	消火器	救助袋台数内訳			消火栓	加圧送水装置			誘導灯(誘導灯標識含む)	設備本体・増幅器		数量	非常放送・数量	遠隔操作・数量	トランペット・数量	スピーカー・数量	
									P型1級	P型2級										台数	3 F	4 F		台数	台数	社名		Kw	体育館						校舎
1	川越第一中	222-1204	小仙波町5-6	1	16		16		1	1	1	151	17	16	6	22	22	1	48	3	3	20	1	エバラ	15	9		松下電器産業㈱ WK-EK115	壁掛	360	1	1	1	4	52
2	初雁中	222-0749	宮下町1-21-3	1	24		20		1		1	174	29	9	5	21	21	1	50	4	4	20	1	川本	15	9		㈱ケンウッド EM-E1000	デスク	100	1	1	1	4	42
3	富士見中	242-0931	東田町17-1	1	24		8	8	1	1	1	124	13	14	6	21	21	1	48	2	2	19	1	エバラ	5.5	7	43	松下通信工業㈱ WK-700AR	壁掛	240 100	2	2	2	2	55
4	野田中	246-8484	野田町2-19-14	1	8		8	4	1		1	174	19	10	6	18	18	1	51	2	2	16	1	エバラ	7.5	7	3	TOA㈱ FV-991-240	壁掛	120x2 60	3	1	2	3	74
5	城南中	242-0978	新宿町3-19-1	1	12		3	9	1		1	142	25	13	6	20	20	1	39	1	1	18	1	川本	11	11	34	パナソニック㈱ WK-EK120	壁掛	360	1	1	2	3	41
6	芳野中	222-1265	石田本郷733	1	12		12	4	1		1	95	15	14	6	17	18	1	47	2	2	16	1	極東	11	11		TOA㈱ FS-991	壁掛	120	1	1	1	3	28
7	東中	235-2731	小中居278	1	14		14		1		1	122	8	15	6	24	24	1	43	3	0	20	1	川本	15	11		松下電器産業㈱ WK-110	壁掛	100	1	1	1	2	41
8	南古谷中	235-2664	久下戸3721	1	12		12		1		1	178	15	7	6	18	18	1	45	3	3	16	1	川本	7.5	8		㈱ケンウッド EM-E1000	壁掛	240	1	1	1	2	76
9	大東中	243-3738	南大塚1-20-1	1	22	10	22	4	1		1	143	33	20	6	26	26	1	42	1	2	21	1	川本	7.5	11	64	パナソニック㈱ WU-PK124	壁掛	360	1	1	1	3	30
10	大東西中	246-7166	大袋新田391	1	52	15	8	4	1		1	166	25	47	6	15	15	1	31	4	4	12	1	極東	11	10		松下通信工業㈱ WK-700AR	壁掛	240	1	1	1	5	29
	計			10	196	25	123	33	10	2	10	1469	199	158	59	202	203	10	440	25	23	176	10			94	145			13	11	13	31	468	

※点検対象の数量については、過去の点検結果等に基づく参考の数量です。実際の数量との相違が生じた場合は現場の数を優先します。その際の金額の増減については行わないものとします。

上記数量と現地が異なる場合は、この用紙に赤で訂正したものを提出してください。

